

平成27年度セルロースナノファイバー製品製造工程の 低炭素化対策の立案事業委託業務 公募要領

平成27年7月
環境省地球環境局

環境省は、自動車部材等の軽量化・燃費改善による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセルロースナノファイバー（以下、CNFという。）等の次世代素材について、メーカー等と連携し、製品等活用時の二酸化炭素削減効果（以下、削減効果という。）検証、製造プロセスの高効率化検証、リサイクル時の課題・解決策検討、早期社会実装のための戦略の策定等を実施しています。

下記の要領により、平成27年度開始課題の実施主体を募集しますので、応募に当たってはこれを熟読していただくようお願いします。本要領を熟読せずに応募された結果生じる応募書類の不受理や、応募期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

目次

1. CNF製品製造工程の低炭素化対策の立案事業の目的と性格
 2. CNF製品製造工程の低炭素化対策の立案事業の重点公募課題、実施期間等
 3. CNF製品製造工程の低炭素化対策の立案事業の応募要件及び実施体制
 4. 公募から採択までの流れ
 5. 応募に当たっての留意事項
 6. 応募書類及び手続
 7. その他
- 別紙：補助事業における留意事項等について

1. CNF製品製造工程の低炭素化対策の立案事業の目的と性格

CNFの実用化を推進することで、将来的な地球温暖化対策に大きく貢献することを目的としています。

CNFは、木材等の植物等を原料とし、高い比表面積と空孔率を有していることから、軽量でありながら高い強度や弾性を持つ素材として、様々な基盤素材への活用が期待され、精力的な開発が進められています。

特に、高強度材料（自動車部品、家電製品筐体）や高機能材料（住宅建材、内装材）への活用は、エネルギー消費を削減することから、地球温暖化対策への多大なる貢献が期待されています。

しかしCNFは、製品への適用初期段階にあるため、今後CNFの適用範囲が拡大していく段階には様々な課題が発生することが想定されます。

そこで本事業では、最終製品サイドからバックキャストで様々な評価や検証を行うことで、製品製造時や社会実装時における課題を抽出・対策し、あらかじめ課題解決を図ることで、地球温暖化対策に多大なる貢献が期待されるCNFの早期社会実装を実現することを目的とします。

エネルギー対策特別会計による予算です。

本事業は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定による予算です。

特別会計に関する法律の規定により、用途はエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための評価等であって、再生可能エネルギーや省エネルギー技術に関する評価等に限定されています。

このため、例えば、非エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制に関する評価等、二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、HFC等）の排出抑制に関する評価等*、森林等の吸収源に関する評価等、排出した後の二酸化炭素の吸収等に関する評価等は、本事業の対象となりません。

* エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に関する評価等であって、二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制につながるものは対象となります。

委託事業の性質について

委託事業は、環境省からの委託を受け、試験機等を用いてデータを収集し、ノウハウを取得するもので、その後の社会実装につながる事業です。採択後は委託契約を締結し、当該事業の完了後に環境省に対し報告を行ったうえで、完了した事業が契約の内容に適合すると認められる場合に金額の支払を受けるものです。

採択に係る手順について

本事業により実施する実証・評価等は、公募により民間団体、公的研究機関、大学等（以下「民間団体等」という。）から提案のあった課題候補を、外部専門家から成るセルロースナノファイバー製品製造工程の低炭素化対策の立案事業評価委員会において審査した上で、選定・採択します。

応募に当たり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味がありません。万一陳情等があった場合は、応募された課題は無条件で審査及び採択対象から除外します。また、可否通知以前に環境省幹部及び担当者へ可否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

2. CNF製品製造工程の低炭素化対策の立案事業の重点公募課題、実施期間等

(1) 重点公募課題について

本事業は、将来的な地球温暖化対策につながり、各分野における削減効果が相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進まない課題を対象として公募を行います。審査については評価委員会が審査を行います。

なお、以下の重点公募課題を設定しており、採択に当たっては重点公募課題に該当する応募課題を優先します。

また、重点公募課題に該当しない課題であっても、本事業の対象であることを明確に説明できるものは応募することができます。

【重点公募課題（重点テーマ）】

従来材料に対するCO₂削減効果を評価するため、現状製法によって作成された製品と同等以上の性能を確保しつつ、製造時のCO₂排出量の総量（CNF複合樹脂製造時や製品の成形加工時、また素材使用量等を考慮する。）が従来材料より少ないCNF複合樹脂製品の実現に関する以下の課題を対象とします。

CNF製品製造工程の大幅な低炭素化対策についての評価

現状製法のCNF複合樹脂製造時のエネルギー消費を大幅に削減する低炭素化対策の評価を行うこと。

ここでいう現状製法とは、製紙用パルプを活用して、湿式解繊、変成、脱水・乾燥、樹脂混練等のプロセスを経てCNF複合樹脂を製造する製法とする。

CNF複合樹脂材料の製造時のCO₂排出削減対策の立案＜原料～材料＞

パルプ（原料）を樹脂に練り込みながらナノ化レベルに繊維をほぐすことでCNFを精製し、樹脂複合材（材料）を製造する段階でのCO₂排出量を評価し、その削減対策を立案すること。

CNF製品の成形加工時のCO₂排出削減対策の立案＜材料～製品＞

樹脂にCNFを練り込んだ樹脂複合材（材料）を部材・製品へと成形する段階でのCO₂排出量を評価し、その削減対策を立案すること。

性能の確保

- ・ 製品及び部品に関連するJIS規格に準拠した試験方法で評価すること。
- ・ メーカー独自で設定している製品評価試験（初期特性、耐久性試験等）について評価すること。

対象とする最終製品

＜プラスチック製自動車部品＞
乗用車のトリム（内装部品）等

上記 ～ の全てに適合した課題であること

(2) 予算について

1課題あたりの単年度予算額は1億円程度を上限とします。

なお、委託事業では、原則備品費は認めておりません。

(3) 事業期間等について

原則として3年以内とします。

複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の事業の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に外部有識者から構成される評価委員会による中間評価を行うこととし、事業継続実施の可否について審査します。

なお、複数年度の事業の実施は、各年度における本事業の予算が確保されることを前提とするものであり、複数年度の事業の実施を保証するものではありません。また、複数年度の事業の場合に、2年度目以降の事業費を見積もることになりますが、2年度目以降の事業費については、前年度末に調整をお願いすることになりますので、あらかじめご承知おきください。

3. CNF製品製造工程の低炭素化対策の立案事業の応募要件及び実施体制

(1) 事業に参画する方の要件

本事業に参画する方（事業の実施に直接関わる方）は、国内の技術開発機関等に所属している、又は平成27年7月時点で所属予定の技術開発者等とします。ここで「技術開発機関等」とは、以下に該当するものとします。

- ア 国立試験研究機関、独立行政法人試験研究機関
- イ 大学、高等専門学校
- ウ 地方公共団体の試験研究機関
- エ 民間企業の技術開発・試験研究機関（部門）
- オ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人のうち事業に必要な設備・技術開発者を有するもの
- カ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人のうち事業に必要な設備・技術開発者を有するもの
- キ 法律により直接設立された法人のうち事業に必要な設備・技術開発者を有するもの
- ク その他環境大臣が適当と認める者

また、「所属」とは、非常勤・常勤は問わず職員として従事している場合とします（ただし、技術開発代表者は常勤である必要があります）。招へい者の場合は、外国からの長期間の招へいの場合のみ所属とみなし、事業に参画できるものとします。

なお、事業に参画する方として登録いただく方については、5%以上のエフォートを必須とし、他の実施・提案中の事業と合わせたエフォートが100%を超えないよう留意ください。

また、事業に参画する方は、あらかじめ、次の各事項についてそれぞれの所属する技術開発機関等の代表者の承認を得てください。

- 提案に係る課題を所属する技術開発機関等の業務（公務）として行うこと（国立試験研究機関又は独立行政法人試験研究機関に属する参画者に係る承認については、この限りではない。）。
- 技術開発機関等の経理担当部局が事業費の管理を行うこと。

(2) 事業の実施体制について

本事業は複数の技術開発機関等による共同事業、又は単独の技術開発機関等による事業のいずれの形態で行うことも可能です。ただし、応募いただく課題に対応した実施体制であることも重視されることに留意ください。

応募する事業ごとに事業代表者を決めていただきます。事業代表者は、年齢・役職等は問いませんが、上記（1）に示した技術開発機関等に、常勤で所属している方とします。1人の技術開発者による事業の場合は、当該技術開発者が事業代表者となります。共同事業の場合には、事業代表者が所属する機関以外の技術開発機関等を共同事業者とします。なお、共同事業者としては、個人で事業を実施する方も認められます。

事業代表者は、事業に関する応募書類の提案者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たり総括的な責任を有します。事業代表者は、事業が採択された後は、円滑な事業の推進と目標達成のために、事業参画者を代表して事業推進に係る取りまとめを行うとともに

に、事業参画者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

このため、事業代表者の所属する機関においては、本来、これらの事務について迅速に対応できる体制を有していることが必要です。

なお、本事業の実施体制は、中間評価における指摘事項への対応や人事異動等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業開始当初に登録されていない技術開発機関等を途中で追加する等の変更はできません。また、科学技術基本計画に基づき、若手研究者等からの提案に対し配慮することとします。

(3) 重複応募の禁止

一人の技術開発者が複数の委託事業の事業代表者として応募することはできません。

4. 公募から採択までの流れ

公募から採択までの流れとスケジュールは、おおむね以下のとおりとすることを予定しています。

1. 本要領による公募 (平成27年7月24日～8月21日)

2. 書面による事前審査 (平成27年8月24日～8月28日)

3. 評価委員会によるヒアリング審査 (平成27年8月31日～9月4日)

4. 採択課題の決定 (平成27年9月上旬)

書面による事前審査について

応募課題については、各種要件を満たしているかのほか、行政的観点からの評価等について書面による事前審査を行った上で、ヒアリング審査にかける応募課題を選定します。事前審査の結果は、評価委員会開催の5日前までに事業代表者に対して通知します。

この過程で、応募課題について、環境省から提案内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

評価委員会によるヒアリング審査について

評価委員会では以下の観点から、評価委員会においてヒアリングを行った上で採否等について審査します。a)～g)は10点満点とし、問題ない水準(採択しても良い水準)を6点とします。また、a)～f)(平均)とg)の比率を1:1として、点数を算出します。

- a) 課題の妥当性...重点課題に相当する課題か。本事業の対象に合致しているか。
- b) 技術的意義...技術に実用性、発展性があるか。
- c) 政策的意義...国の地球温暖化対策上の政策的必要性(対策強化につながるか、対策コストの低減につながるか等)が高いか。
- d) 目標設定・達成可能性...事業成果の性能目標(機器、システム単体でのCO2削減効果を含む)の設定は妥当かつ十分であるか、目標の達成が見込まれるか。
- e) 実施体制・実施計画...事業実施体制・実施計画が、事業内容や目標から妥当であるか。
- f) 事業化・普及の見込み...早期の事業化及びその後の普及が見込まれるか。普及による社会全体でのCO2削減効果が相当程度見込まれるか。
- g) 総合評価...a)～f)の観点に加え、事業経費の妥当性h)等それ以外の観点も含めた総合評価。
- h) 事業経費の妥当性...妥当、やや経費過剰、非常に経費過剰の三段階。

委員会審査に当たっては、評価委員会でヒアリングを行います(その際には様式「【概要資料】セルロースナノファイバー製品製造工程の低炭素化対策の立案事業」として提出いただいた資料で説明いただきます。なお、ヒアリングの日程や場所等については、別途通知します。

採択事業の決定について

事業の採否及び委託額の決定は、評価委員会による審査・議論を基に行います。採択に当たっては、評価結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、事業費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。

5. 応募に当たっての留意事項

(1) 既助成課題の応募の禁止

環境省を含む他の公募事業等により実施中の技術開発・実証事業（平成26年度末をもって終了するものを除き、平成27年度からの助成が決定しているものを含む。）と内容が類似している技術開発・実証事業については、本事業へ応募できません。

また、本事業への応募後、当該応募に係る技術開発・実証事業と内容が同じ技術開発・実証事業等が、他の公募事業等に採択された場合は、直ちに対応する環境省の部局にご連絡ください。

（問い合わせ先は「7. その他」参照）

なお、不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の公募事業担当課（独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。）に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

(2) 事業代表者の変更等の措置

事業代表者は、採用、転出、転任等の事由により所属する技術開発機関等を変更する場合、あるいは、事故、病气、長期の出張その他やむを得ない事由により課題の実施を他の者に委ねる場合は、あらかじめ環境省の承認を得ていただきます。

(3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事業の不採択や採択の取消し、委託契約の解除、技術開発費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(4) 事業経費の適正な管理について

各技術開発機関の責任において事業費の管理が適正に行われるよう、各技術開発機関等は事業費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。

(5) 事業の中止等の措置

事業代表者は、天災地変その他やむを得ない事由により課題の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について環境省と協議するようにしてください。

(6) 繰越明許制度について

事業費は、年度ごとに当該年度分の額を決定します。ただし、課題の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が当該年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められる場合には、年度内に使用し終わらなかった予算を、翌年度へ繰越すことができるものとします。

試験研究に際しての事前の調査

類似例の少ない先進的な事業のため、決まった調査方法等がないことによる事前調査の難航等、計画の策定までに時間を要することがあり、事業全体が遅延する場合

研究方式の決定の困難

実際に設計を開始したのちに、必要な性能が得られないことが判明し、更なる技術的研究が必要になる等、想定した段取りでの進捗が難しいことが想定される場合

計画に関する諸条件

公共施設の管理者等との実証場所や導入する設備の種類等に係る調整に時間がかかる等、計画の策定までに時間を要することがあり、事業全体が遅延する場合

設計に関する諸条件

評価委員会の意見を聞いて技術開発設計を決定するため、設計段階において、新たに条件・装置等の仕様を再検討するといった不測の事態が発生する場合

資材の入手難

再生可能エネルギーを利用した設備等の低炭素型エネルギーシステムを構成する技術開発用資材は、汎用機が少なく、必要な資材の確保が困難な場合

(7) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、科学技術基本計画で定められている「科学技術政策やその成果を分かりやすく説明する等説明責任を強化することによって国民の理解と支持を得ること」とする政府の方針にのっとり、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。本事業実施中、あるいは終了後に、成果発表会等にてご発表いただく場合もございますので、ご了承ください。

(8) 事業概要等資料の提出について

本事業では、事業の継続を判断するための中間評価や、事業終了直後の達成度に係る評価、また事業終了後数年間の実用化に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、事業概要等を明記した資料の提出を適宜求めることとしています。この点にご協力いただけない方は、本事業への応募をご遠慮ください。

(9) 事業経費として計上できる経費について

事業経費として計上できる経費については、下記のとおりとなります。

委託事業

事業の実施に必要な経費として計上できる経費の区分は、下記のとおりです。

<委託事業の経費の区分>

直接経費	物品費	設備備品費	備品の購入は原則認めない(備品は、取得価格が50,000円以上の物品をいう)。事業の実施に必要な設備・備品はリースやレンタルにより調達すること。
		消耗品費	取得価格が50,000円未満の物品 取得価格が50,000円以上の物品であっても、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。 (試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、ソフトウェア、試作品等)
	人件費・謝金	人件費	業務・事業に直接従事した者の人件費で主体的に事業開発を担当する技術開発者の経費 ・技術開発者本人、機関で直接雇用する研究員の人件費及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等 ・特殊機器操作、派遣業者からの派遣研究員の費用 ・他機関からの出向技術開発者の経費等 業務・事業に直接従事した者の人件費で補助作業的に事業を担当する者の経費 ・リサーチアドミニストレーター、リサーチアシスタント ・事業補助作業を行うアルバイト、パート、派遣社員 ・技術補佐員、教務補佐員、事務補佐員、秘書等
		謝金	業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 (外部委員に対する委員会出席謝金、講演会等の謝金、個人の専門的技術による役務の提供への謝金(講義・技術指導・原稿の執筆・査読・校正(外国語等)等)、データ・資料整理等の役務の提供への謝金、通訳・翻訳の謝金等) *個人に委嘱したものを想定

旅費	旅費	<p>旅費に関わる以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務・事業を実施するに当たり技術開発者及び補助員（学部学生・大学院生を含む）の外国・国内出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・上記以外の業務・事業への協力者に支払う、業務・事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための外国・国内への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費） ・外国からの技術開発者等（大学院生を含む）の招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費） ・技術開発者等が赴任する際にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、移転費、扶養親族移転費、旅行雑費）等
	その他	<p>外注に関わる以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費 ・機械装置、備品の操作・保守・修理（原則として当事業で購入した備品の法定点検、定期点検及び日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む）等の外注にかかる経費 ・設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析・検査、鑑定、部材の加工等の外注にかかる経費 ・通訳、翻訳、校正（校閲）、アンケート、調査等の外注にかかる経費等 <p>*間接的経費（管理費、雑費等）を含むものは、「再委託費・共同実施費」として計上すること。</p>
	印刷製本費	<p>業務・事業に係る資料や報告書等の印刷、製本に要する経費（チラシ、ポスター、写真、図面コピー等の印刷代、報告書の製本代）</p>
	会議費	<p>事業の実施に直接必要な会議等の開催に要する経費（委員会開催費、会場借料、国際会議の通訳料、会議等に伴う飲食代等）</p>
	通信運搬費	<p>業務・事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等）</p>
	光熱水費	<p>業務・事業の実施に使用する機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費</p>
	その他諸経費	<p>上記の各項目以外に、業務・事業の実施に直接必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品等の借損（賃借、リース、レンタル）及び使用にかかる経費、倉庫料、土地・建物借上料、圃場借料 ・技術開発機関内の施設・設備使用料 ・学会参加費（学会参加費と不可分なランチ代・バンケット代を含む。学会に参加するための旅費は『旅費』に計上） ・学会参加費等のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ） ・成果発表費（論文審査料・論文投稿料（論文掲載料）・論文別刷り代、テキスト作成・出版費、ホームページ作成費等） ・広報費（ホームページ・ニュースレター等）、広告宣伝費、求人費 ・保険料（業務・事業に必要なもの） ・振込手数料 ・データ・権利等使用料（特許使用料、ライセンス料（ソフトウェアのライセンス使用料を含む）、データベース使用料等） ・薬事相談費

		<ul style="list-style-type: none"> ・薬品・廃材等処理代 ・書籍等のマイクロフィルム化・データ化 ・レンタカー代、タクシー代（旅費規程により『旅費』に計上するものを除く）等
	消費税相当額	「人件費のうち通勤手当を除いた額」、「外国旅費・外国人等招へい旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「諸謝金」及び「保険料」の8%に相当する額等、消費税に関して非（不）課税取引となる経費
	一般管理費	事業の遂行に関連して間接的に必要とする経費（直接経費に10分の1.5を乗じて得た金額以下）
	再委託費 共同実施費	委託先が委託業務の一部を更に第三者に委託又は第三者と共同で実施するための経費（間接経費相当分を含む）

委託事業においては原則備品費は認めておりません。備えているべき機器、汎用性の高い備品等（パソコン、机、椅子、事務機器等）の購入は認められません。

6. 応募書類及び手続

(1) 応募の手続及び受付期間について

応募様式の提出（電子メールでの提出）

「【添付資料】平成27年度セルロースナノファイバー製品製造工程の低炭素化対策の立案事業応募様式.doc」に必要事項を記入の上、PDFに変換したうえで、環境省のメールアドレス（CNF-MARKETMECHANISM@env.go.jp）に送付してください。提出は1ファイルで容量は5MB程度以下としてください。

受付期間：平成27年7月24日（金）～8月21日（金）（17：00）

概要資料及び実績資料の提出（電子メールでの提出）

の手続が完了した後に、環境省のメールアドレス（CNF-MARKETMECHANISM@env.go.jp）に、以下のファイルをお送りください。なお、受信可能な容量に制限がありますので、添付ファイルを含めたメール1通当たりの容量は5MB程度以下としてください。

- ・「【概要資料】平成27年度セルロースナノファイバー製品製造工程の低炭素化対策の立案事業.ppt」

- ・事業代表者が所属する機関の事業概要やこれまでの事業等の実績が分かる資料（簡易なもので結構です）

受付期間：平成27年7月24日（金）～8月21日（金）（17：00）

電子メール受領の確認

の受領を当方で確認した場合、そのメールアドレスに受領した旨を記載して返信します。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、当方にうまく送受信されていない可能性があります。電話にてお問い合わせください（電話番号は「7.その他」参照）。

所属機関の承認書等の提出（郵送での提出）

事業実施に係る所属機関の承認書及び事業参画に係る承諾・承認書を押印の上、環境省宛に郵送してください（宛先は「7.その他」参照）。

締切：平成27年8月28日（金）（当日消印有効）

郵送以外の場合は、締切日の当日までに確実に宛先に届く方法によること。

上記の4つの提出が整った時点で、応募を受け付けるものとします。いずれか一つでも提出が確認できない場合は、応募の完了とは見なしませんのでご注意ください。また、応募書

類の作成に当たっては、必ず作成要領に従って作成するようお願いいたします。なお、受付期間以降に当方で受け取った書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募を受け付けません。

注意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・応募書類様式のダウンロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ファイル種別 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書類はPDF形式を原則とします。なお、以下のバージョンで作成されたものでないと、うまく表示できない場合がありますのでご注意ください。 Word 2000以降 一太郎 Ver.12以降 Adobe Acrobat Reader (Adobe Reader) 5.0以降
<ul style="list-style-type: none"> ・画像ファイル形式 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフト等別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しく表示されない可能性があります。
<ul style="list-style-type: none"> ・提案書アップロード 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募できるファイルの最大容量は5 Mbyteです。それを超える容量のファイルは環境省地球環境局地球温暖化対策課へ問い合わせてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書類は、期限後の修正を受け付けておりません。不備がある場合のみ当方から連絡します。
<ul style="list-style-type: none"> ・受付状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の受理確認は、電話で行ってください。
<ul style="list-style-type: none"> ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者が責任を持って環境省地球環境局地球温暖化対策課へ提出してください。 ・契約事務に関するトラブルを避けるため、<u>所属機関の上司（独立行政法人研究機関の場合は部長・領域長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者から応募の了解を得た上で応募してください。</u> また、<u>国立試験研究機関、独立行政法人研究機関に所属する研究者が応募する場合（研究参画者の場合を含む）は、所属機関の担当窓口に加え、所管府省の担当窓口にも事前に応募書類を提出し、応募内容（提案研究課題）が所属機関の既存の研究及び所管府省の既存の事業と重複していないことの確認を受けるとともに、応募の承諾も得てください。</u>国立試験研究機関、独立行政法人研究機関における契約手続は、原則として所管府省と行っていただきます。このため、<u>所管府省の承諾を得ずに応募した場合、採択内定が取り消されることがあります。</u>

(2) 提出に当たっての留意事項

事業代表者が責任を持って当方への提出を行っていただくようお願いいたします。なお、提出いただいたファイル等は、返還しません。

(3) その他必要な事項

特許権等の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。また、この他著作権等の扱いについては契約書及び交付要綱に定めるとおりとします。

その他、以下の資料を参照してください。

今後の環境研究・技術開発の基本理念、重点領域等の内容については、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（答申）」（平成22年6月22日中央環境審議会）を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

評価を実施するに当たっての評価方法等を定めた指針については、「環境省研究開発評価指針」（平成21年10月28日総合環境政策局長決定）を参照のこと。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/guide.pdf>

不適正な経理処理に関する規定については、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程」（平成25年2月1日環境省改正）に準じて行います。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/futekisei.pdf>

公的研究費の不正使用等に関し、各研究機関等において今後取り組むべき事項等については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>

研究上の不正行為に関する対応方針等については、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議）を参照のこと。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060228.pdf>

データの捏造等の不正行為が明らかになった場合の対応については、「競争的資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」（平成25年2月1日環境省改正）に準じて行います。

<http://www.env.go.jp/policy/tech/accusation/gl.pdf>

7. その他

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにてお願いします。電子メールの件名（題名）は「平成27年度セルロースナノファイバー製品製造工程の低炭素化対策の立案事業に関する問い合わせ」としていただきますようお願いします。

< 問い合わせ先 >

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2
大同生命霞が関ビル17階
環境省地球環境局 地球温暖化対策課
TEL 03-5521-8354
FAX 03-3580-1382

E-mail: CNF-MARKETMECHANISM@env.go.jp